

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために、2016（平成28）年4月に定款を制定し、その中に評議員会、理事会、加盟団体などの諸規程を定めて団体を運営している。今後は、コンプライアンス、インテグリティ研修等法令遵守の徹底を図る取り組みを強化する。	定款
2	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること		
3	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	事業の運営では、関連法令やスポーツ施設の利用規則等を遵守して実施している。中央競技団体やスポーツ協会及び当協会の定款・各種規程の周知・理解を図るための取り組みを実施していく。協会事務局を中心としたチェック機能の仕組みを考え、多くの課題への対応を図る。	基本規程
4	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	理事会及び評議員会を通して、適切な団体運営及び事業運営をするための体制を確保している。特に、副会長1名、専務理事1名、常務理事4名の業務執行理事を置き、これに財務部長を加えた7名で執行委員会を開催している。また、事業に関して委員会・部会を設置するとともにグループ化し、それぞれに役員を配置している。	①役員名簿 ②執行委員会規程
5	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(5) 組織運営等に必要な規程を整備すること【追加】	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守するために定款を制定し、組織運営に必要な規程を基本規程及び各種規程に定めている。今後も必要に応じて、理事会決議により、新たな規程を制定する。	①定款 ②基本規程 ③その他各種規程
6	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(6) 評議員の多様性を図ること【追加】	評議員は定款に基づき、現在6名で構成している。加盟団体やカテゴリーから選出している。今後は、加盟団体、市町村協会、学識経験者などから当協会の理念や方針を理解し、助言や意見いただける方を選出していく。	①定款 ②評議員名簿
7	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	理事会は定款に基づき、現在は15名の理事と3名の監事で構成している。事業の運営を行うカテゴリーや委員会、市協会からの代表を選出している。次期改選時には、トップリーグや学識経験者などを考慮して選出する予定である。また、規模の適正化についても検討を進める。	①定款 ②役員名簿
8	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	基本規程において、評議員及び役員（理事）は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならないとしている。ただし、再任回数の上限については定めていないため、今後検討して行く予定である。	①基本規程 ②役員候補者選考に関する規程
9	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	定款、基本規程及び役員候補者選考に関する規程に基づき、会長候補者及び役員候補者の選考を実施している。選考委員会は、評議員3名以内、理事（外部有識者）1名、監事1名、専務理事、顧問弁護士で構成されている。会長候補者を選出した後、その候補者を含めて、役員候補者を選出している。	①定款 ②基本規程 ③役員候補者選考に関する規程 ④役員候補者選考委員会名簿
10	〔原則1〕法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること【追加】	現在、理事15名中、女性理事は1名と10%にも満たない。次期改選時には25%以上を目標に選考していく。人材の育成及び登用を各カテゴリーや委員会等で行い、女性が活躍できる協会を目指すための検討をする。	①基本規程 ②役員名簿
11	〔原則2〕組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	「GBS2022」という中長期基本計画を、2022年6月9日の当協会理事会にて決議し、当協会ホームページに公表している。 http://gba-gifubasketball.com/GBS2022.pdf	GBS2022
12	〔原則2〕組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】	「GBS2022」内に人材育成について記載している。 人材の発掘・育成については、早急に取り組むべき大きな課題であり、対策を策定する。また、定年退職者等の活用についても策定する。	GBS2022
13	〔原則2〕組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	事業計画、年間計画及び収支予算書、補正予算書を策定し、当協会ホームページに公表している。 http://gba-gifubasketball.com/22jigyouseikeikaku.pdf http://gba-gifubasketball.com/22nenkan.pdf http://gba-gifubasketball.com/yosan.pdf http://gba-gifubasketball.com/22hoseiyosan.pdf	①事業計画 ②年間計画 ③予算案 ④補正予算案
14	〔原則3〕暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	役員に対しては、3月の理事会及び評議員会にて実施する予定である。また、次年度以降定期的に実施できるよう計画する予定である。	①インテグリティ研修資料 ②コンプライアンス講習資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	指導者に対しては、年2回の指導者講習会においてコンプライアンス教育を実施している。次年度以降は、指導者及び競技者に対して、コンプライアンス教育を定期的の実施できるよう検討を行う。	①インテグリティ研修資料 ②コンプライアンス講習資料
16	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	毎年4月に実施している審判総会・全国審判長会議伝達講習会において実施する予定である。今後は、各カテゴリーにおいても実施できるよう計画する。	①インテグリティ研修資料 ②コンプライアンス講習資料 ③審判総会資料
17	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定款、基本規程及び諸規程に従って、適切に会計処理を行っている。各代会・各委員会の会計担当者に対し、会計処理のための説明会を実施している。また、執行委員会において毎月の予算管理について確認し、年度末には監事による監査を実施している。 今後、会計処理が徹底されるよう、規程等の整備を勧める。	①定款 ②基本規程 ③謝金規程 ④旅費規程 ⑤会計担当者会議資料
18	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	毎年財務担当者が、県スポーツ協会については補助金説明会への出席、JBAのD-fundについてはマニュアルの把握をし、各代会・委員会の会計担当者に向け、諸規程の遵守のための説明会を実施している。	会計担当者会議資料
19	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	会計を担当する職員を2名配置し、また財務部長とともに会計を統括している。顧問税理士と会計データを共有し、適宜助言を受け、予算の実行、決算事務、財務諸表の作成を行っている。毎月、予算管理月報を作成し、執行委員会にて報告を行っている。	予算管理月報
20	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	法令に基づき、理事会、評議員会の議決後に当協会ホームページにて公開している。 http://gba-gifubasketball.com/kyoukaigaiyou.html	①理事会議事録 ②評議員会議事録 ③予算案 ④補正予算案 ⑤決算・監査報告
21	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	スポーツ団体向けガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシートを当協会ホームページで公表している。 http://gba-gifubasketball.com/22selfchecku.pdf 2022年12月に開催される理事会にて、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>遵守状況の自己説明の公表内容を決議し、2023年1月末までに当協会ホームページにて公開する予定である。	スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート
22	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(3) 組織図、役員名簿、評議員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	組織図、役員名簿、評議員名簿及び事業計画・年間計画においても、当協会ホームページにて公開している。また、競技会情報や各事業情報についても、随時当協会ホームページにて公開している。 http://gba-gifubasketball.com http://gba-gifubasketball.com/kyoukaigaiyou.html	①組織図 ②役員名簿 ③評議員名簿 ④事業計画・年間計画
23	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】	県内は6地区43市町村であるが、連携しているのは2地区7市のみである。権限関係を定める規程はなく、協議等は行われていない。2022年度より市協会を代表した理事を選出している。今後は、評議員及び理事への選出、地区市町村連絡会等の実施を検討する。	組織図
24	〔原則7〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。【追加】	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること。【追加】	現状、裁定・規律・インテグリティの各委員会で、それぞれコンプライアンス関連の議題を取り扱っている。 今後、コンプライアンス委員会を設置できるよう、委員・機能・役割について、現状の当協会組織との整合を加味した上で、検討を重ね、継続的に議論できるようにする。	
25	〔原則7〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。【追加】	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること。【追加】	弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者が配置できるよう、検討を重ねる。	委員会名簿
26	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである。【追加】	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること。【追加】	役員の利益相反取引は、基本規程第29条により、理事会決議としている。 利益相反を総括的に管理できるよう「利益相反管理規程」の制定を2022年12月の理事会において決議し、ホームページに公表する。	①基本規程 ②利益相反管理規程
27	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである。【追加】	(2) 利益相反ポリシーを作成すること【追加】	利益相反管理規程に包含している。	利益相反管理規程